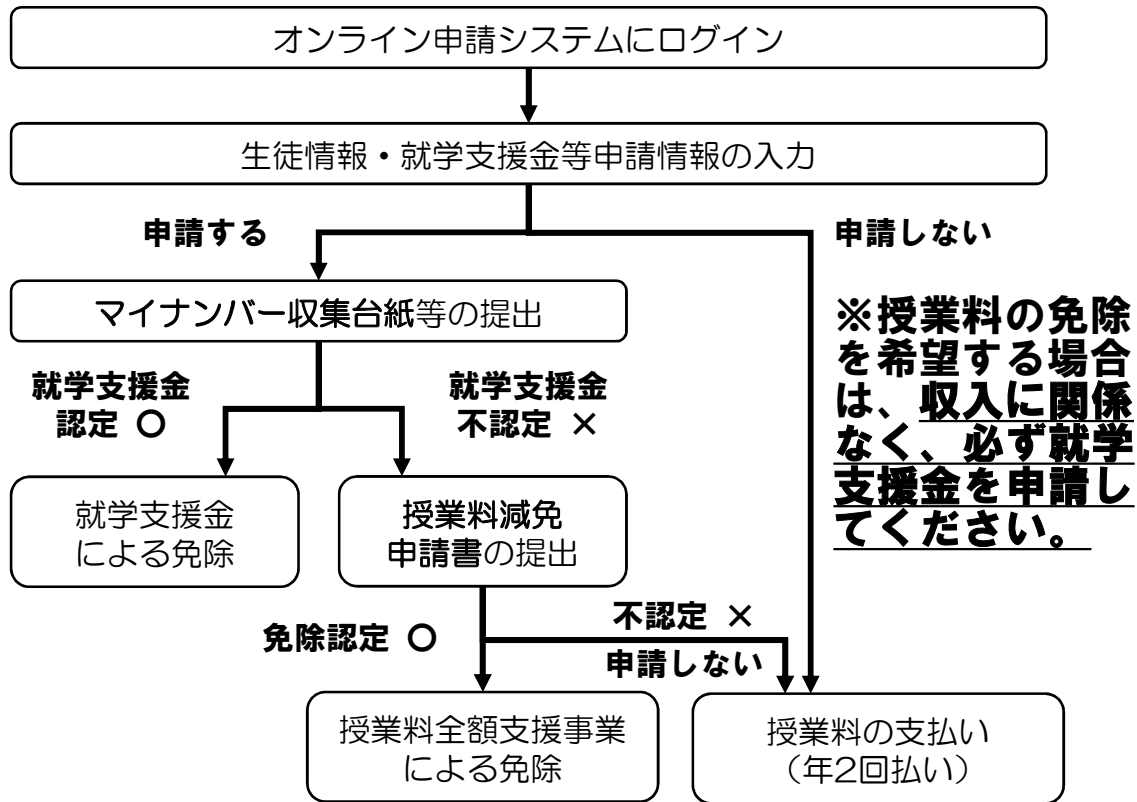


## 授業料の納入および免除の申請手続きについて

都立学校の授業料および、授業料が免除となる就学支援金、実質無償化による免除について、以下の通り申請手続きをお願いいたします。

授業料の免除申請をしない方も含め、すべての方にオンライン申請システムで生徒情報および申請情報の入力を行っていただく必要があります。入学手続き書類の提出期限までに、必ず入力を済ませていただきますようお願いいたします。

※申請手続の流れ（イメージ）



### 注意！

#### マイナンバー収集台紙のよくある不備

- ・台紙上部の保護者のサインがない。
- ・添付書類が不足している。

※令和5年、6年の確定申告をしていない場合は、速やかに申告を行ってください。課税情報が取得できず、審査が行えません。

### 授業料の減免申請をしない場合…

就学支援金・実質無償化による免除のいずれも不申請または不認定となった場合や、書類の不備が解消されない場合などは、授業料（年額118,100円）を納付いただきます。

6月・9月頃の年2回、ご自宅に届く納入通知書で、期限までに納付してください。

※対象者や支給額等の制度の詳細は、同封のリーフレットをお読みください。